

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	卸売市場法
規制の名称	卸売市場の開設及び卸売市場における取引に関する規制
規制の区分	新設、改正（拡充、 緩和 ）、廃止
担当部局	農林水産省 食料産業局 食品流通課
評価実施時期	平成 30 年 3 月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○ 卸売市場の規制に関するベースライン</p> <p>食品流通においては、卸売市場を通じた流通のほか、インターネット通販、産地直売等の増加等により流通の多様化が進展。卸売市場は依然として食品流通の中核だが、卸売市場を除く食品流通には基本的に規制はない中で、卸売市場にのみ様々な規制が課されており、創意工夫を活かした取組の妨げとなる場合もある。</p> <p>近年、卸売市場のシェアは低下傾向。</p> <p style="text-align: center;">〔 1 中央卸売市場当たりの取扱金額：H8 年度 708 億円→H28 年度 695 億円 （農林水産省食料産業局食品流通課調べ） 〕</p> <p>【課題及びその発生原因】</p> <p>これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。これについては、卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され、今後も食品流通の核として堅持するべき。</p> <p>一方で、農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。</p> <p>このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造を実現。</p>

【課題解決手段】

○許認可制から認定制への見直し

卸売市場に関して、生鮮食料品等の公正な取引の場として、国が方針を提示。

公正・透明を旨とする①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える、高い公共性を有する卸売市場を国又は都道府県が認定、公表、指導・検査監督。

一定水準以上の規模を有する卸売市場は「中央卸売市場」として国が認定。それ以外は「地方卸売市場」として都道府県が認定。

○規制の緩和、規制から認定要件への見直し

①から⑥以外の国による一律の規制等は行わず、今後は、販路拡大といった生産者ニーズも踏まえ、各市場の実態に応じて創意工夫を活かした取組等により、卸売市場を活性化。

① 売買取引の方法の公表

公正・効率的な取引が行われるよう、せり売、入札、相対取引といった「売買取引の方法」を定め、公表。

② 差別的取扱いの禁止

集荷面で全ての生産者が公平に扱われ、分荷面でも全ての仲卸業者・売買参加者が公平に扱われるよう、「差別的取扱い」を禁止。

③ 受託拒否の禁止

生産者にとって確実な出荷先を確保できるよう、中央卸売市場については、生産者から販売委託の申込みがあった場合に、正当な理由がある場合を除き、卸売業者による「受託拒否」を禁止。

④ 代金決済ルールの策定・公表

生産者が出荷した農産物の代金が早期かつ確実に回収されるよう、「代金決済ルール」を定め、これを公表。

⑤ 取引条件の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引条件（委託手数料、各種奨励金、実務的ルール等）」を公表。

⑥ 取引結果の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引結果（数量・価格、委託手数料・各種奨励金等）」を公表。

	<p>⑦ その他の取引ルールの公表</p> <p>その他の取引ルール（第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則等についてのルール）については、卸売市場の調整機能維持に十分配慮しつつ、卸売市場の活性化に資する視点に立ち、卸売市場ごとに、特定の事業者の優遇にならない等、①から⑥までの共通ルールに反しない範囲において、定めることが可能。</p> <p>その際、卸売業者、仲卸業者等の関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏むとともに、卸売市場における取引の透明性を高めるよう、当該「取引ルール」は公表。</p>
直接的な費用の把握	要素
遵守費用	認定を受けようとする卸売市場は、認定申請が必要となるものの、これまでも許認可の申請が必要であり、また、これまでの一律の規制を緩和するものであることから、遵守費用は増加しない。
行政費用	改正後においては、卸売市場に対し農林水産大臣又は都道府県知事が指導・検査監督を行うこととしているが、これまでも同様の指導・検査監督は行っており、規制緩和に伴い付随的に増加する行政費用はない。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	規制緩和に伴い、これまで法律で一律に規制してきた第三者販売の原則禁止等については、卸売市場の調整機能維持に十分配慮しつつ、卸売市場の活性化に資する視点に立ち、卸売市場の実態に合わせて、卸売市場ごとに定めることを可能としているため、副次的な負の影響は生じない。
その他の関連事項	該当なし。
事後評価の実施時期等	生産、流通、消費の動向・実態を踏まえ、新たな制度の施行後5年を目途に検証し、必要な見直しを実施。1 中央卸売市場当たりの取扱金額により効果を把握。
備考	